

## 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

### 1. 保証契約を締結する際の取組み

お客さまからご融資等資金調達の申込みをお受けした場合、ガイドラインに示される「無保証での資金調達」のために必要な要件の充足状況や、経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合は、なぜ保証契約が必要なのかを、お客さまの理解と納得を得られるよう説明いたします。

### 2. 適切な保証金額の設定

経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

### 3. 返済途上での保証契約の見直し

お客さまから既存の保証の変更・解除等のご相談があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について説明いたします。

### 4. 事業承継時の経営者の保証について

事業承継時には、原則として前経営者と後継者の双方から二重で経営者保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合にはその理由を説明し、また、後継者の保証提供についてもその必要性を改めて検討いたします。

### 5. 債務保証整理の際の取組み

お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。